

佐賀県訓令甲第3号

本 庁
現 地 機 関

佐賀県文書管理規程及び佐賀県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県文書管理規程及び佐賀県電子署名規程の一部を改正する訓令
(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書管理規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 1～3 略	附 則 1～3 略 <u>4 当分の間、電子契約(地方自治法第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結した契約をいう。)の実証事業(試行的に電子契約により契約手続を実施する事業をいう。)において措置する電子署名(地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定するものに限る。)については、第34条第5項及び第6項の規定にかかわらず、知事又はその権限の委任を受けた者が行う電子署名とみなす。この場合において、当該電子署名の措置、管理等について必要な事項は、別に定める。</u>

(佐賀県電子署名規程の一部改正)

第2条 佐賀県電子署名規程(平成14年佐賀県訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則 略	附 則 <u>1 略</u>

改正前	改正後
	<p>2 <u>当分の間、電子契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結した契約をいう。）の実証事業（試行的に電子契約により契約手続を実施する事業をいう。）において措置する電子署名（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定するものに限る。）については、この訓令の規定にかかわらず、知事又はその権限の委任を受けた者が行う電子署名とみなす。この場合において、当該電子署名の措置、管理等について必要な事項は、別に定める。</u></p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。